

令和7年第3回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和7年3月26日（水曜日）午後4時00分

2 招集場所 神栖市役所5階 501会議室

3 出席者 教育長 木之内 英一
教育委員 本間 敏夫
教育委員 井口 久恵
教育委員 鈴木 伸洋
教育委員 井上 剛

4 欠席委員 なし

5 教育長、教育委員以外の出席者
（事務局）

教育部長	新井 崇人	教育総務課長	野中 庸治
学務課長	保立 純子	教育指導課長	大槻 憲永
文化スポーツ課長	實川 芳成	矢田部公民館長	幸保 文子
中央公民館長	大津 康彦	中央図書館長	渡邊 丈夫
うずも図書館長	中平 幸江	はさき生涯学習センター	櫻井 俊吾
若松公民館長	菅谷 直美	波崎教育事務所長	佐藤 美由紀
第一学校給食共同調理場長		寄山 隆	
第二学校給食共同調理場長		君和田 美菜子	
第三学校給食共同調理場長		海老 一弥	

教育総務課長補佐	石毛 正樹
教育総務課係長	木之内 桜
教育総務課係長	間渕 華子

6 案 件

日程第 1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

日程第 2 議案第 14 号 工事計画の策定について
7 波崎体育館特定天井改修工事

日程第 3 議案第 15 号 工事計画の策定について
7 波崎体育館浄化槽設備改修工事

日程第 4 議案第 16 号 工事計画の策定について
7 神栖市立大野原西小学校バリアフリー化改修工事

日程第 5 議案第 17 号 工事計画の策定について
7 神栖市立深芝小学校バリアフリー化改修工事

~~日程第 6 議案第 18 号 工事計画の策定について
7 植松小学校キュービクル更新工事~~

日程第 7 議案第 19 号 神栖市いじめ問題調査対策委員会委員の委嘱について

日程第 8 議案第 20 号 神栖市立学校任期付市費負担教職員の給与及び勤務条件等の特例に関する規則の一部を改正する規則

日程第 9 議案第 21 号 神栖市学校教育振興補助金交付要項の一部を改正する告示

日程第 10 議案第 22 号 神栖市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

日程第 11 議案第 23 号 神栖市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

日程第 12 議案第 24 号 神栖市健康管理医の委嘱について

日程第 13 議案第 25 号 神栖市産業医の委嘱について

日程第 14 議案第 26 号 第 2 期神栖市スポーツ振興基本計画後期計画について

日程第 15 議案第 27 号 神栖市立幼稚園預かり保育実施要項の一部を改正する告示

日程第 1 6 議案第 2 8 号 神栖市小中学校児童生徒就学援助規則の一部を
改正する規則

~~日程第 1 7 議案第 2 9 号 王事計画の策定について~~

~~7 歴史民俗資料館エレベーター更新王事~~

日程第 1 8 議案第 3 0 号 神栖市教育ローン利子補給金交付要項の一部を改正する告
示

日程第 1 9 議案第 3 1 号 神栖市文化芸術振興奨励金交付要項

日程第 2 0 議案第 3 2 号 神栖市立公民館管理規則の一部を改正する規則

日程第 2 1 議案第 3 3 号 神栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

日程第 2 2 議案第 3 4 号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について

日程第 2 3 議案第 3 5 号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について

日程第 2 4 議案第 3 6 号 市議会臨時会提出議案に同意することについて
令和 7 年度神栖市一般会計予算

日程第 2 5 諸般の報告

7 議事の概要 開 会 午後 4 時 0 0 分

閉 会 午後 5 時 2 0 分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 鈴木委員

会議録作成書記 教育総務課長補佐 石毛

(2) 議 事

教育長 令和7年第3回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第6 議案第18号 及び 日程第17 議案第29号については、令和7年度神栖市一般会計予算成立前の案件であるため、審議対象から除外することを述べる。

教育長 日程第1 会議録署名委員に鈴木委員、会議録作成書記に石毛教育総務課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第14号 工事計画の策定について
7波崎体育館特定天井改修工事
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ 議案第14号について、提案理由、概要説明をする。
課長

教育長 議案第14号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第14号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第14号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第3 議案第15号 工事計画の策定について
7波崎体育館浄化槽設備改修工事
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ 課長	議案第 1 5 号について、提案理由、概要説明をする。
教育長	議案第 1 5 号について、質疑を求める。
教育委員	議案第 1 4 号と関連するが、波崎体育館の築年数はどのぐらいか伺いたい。
文化スポーツ 課長	昭和 5 8 年建築の建物である。
教育長	質疑がないため、質疑を終結し、議案第 1 5 号について、原案のとおり可決することを諮る。
	(「異議なし」と言う者あり。)
教育長	議案第 1 5 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
教育長	日程第 4 議案第 1 6 号 工事計画の策定について 7 神栖市立大野原西小学校バリアフリー化改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
教育総務課長	議案第 1 6 号について、提案理由、概要説明をする。
教育長	議案第 1 6 号について、質疑を求める。
教育委員	新設校はバリアフリーの観点からエレベーターが設置されていると思うが、改修の場合、階段昇降機となっているがどのようなものか。また、改修の際エレベーター設置は難しいのか伺いたい。
教育総務課長	階段昇降機は階段部分に板を設置し、階段に沿って車椅子を載

せて稼働させるもの。また、操作は教職員等が行うものである。
次に、エレベーター設置においては、予算の関係上、難しいものであり、バリアフリー化の早期実現を考えた場合、階段昇降機を設置し対応するものである。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第16号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第16号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第5 議案第17号 工事計画の策定について
7 神栖市立深芝小学校バリアフリー化改修工事
を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第17号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第17号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第17号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第17号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第7 議案第19号 神栖市いじめ問題調査対策委員会委員の委嘱について を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長	議案第 19 号について、提案理由、概要説明をする。
教育長	議案第 19 号について、質疑を求める。
教育委員	委員の中で新任の方はいるのか。また、当該委員会は今まで開催されたことはあるのか伺いたい。
教育総務課長 補佐	今回の候補者のうち、医師、弁護士、公認心理師が新任の候補者である。また、いじめの事案が発生しての委員会開催はなく、委嘱状交付やいじめの現状説明のための開催のみである。
教育長	質疑がないため、質疑を終結し、議案第 19 号について、原案のとおり可決することを諮る。
	(「異議なし」と言う者あり。)
教育長	議案第 19 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
教育長	日程第 8 議案第 20 号 神栖市立学校任期付市費負担教職員の給与及び勤務条件等の特例に関する規則の一部を改正する規則 を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
教育総務課長	議案第 20 号について、提案理由、概要説明をする。
教育長	議案第 20 号について、質疑を求める。
教育長	質疑がないため、質疑を終結し、議案第 20 号について、原案のとおり可決することを諮る。
	(「異議なし」と言う者あり。)
教育長	議案第 20 号については、原案のとおり可決されたことを宣言

する。

教育長 日程第 9 議案第 21 号 神栖市学校教育振興補助金交付要項の一部を改正する告示 を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第 21 号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第 21 号について、質疑を求める。

教育委員 質疑ではないが、バスの個人負担が発生しないことが、今の説明で分かったので理解したところ。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 21 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 21 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第 10 議案第 22 号 神栖市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則 を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第 22 号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第 22 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 22 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 2 2 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第 1 1 議案第 2 3 号 神栖市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第 2 3 号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第 2 3 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 2 3 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 2 3 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第 1 2 議案第 2 4 号 神栖市健康管理医の委嘱について を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第 2 4 号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第 2 4 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 2 4 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 2 4 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長	日程第 1 3 議案第 2 5 号 神栖市産業医の委嘱について を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
学務課長	議案第 2 5 号について、提案理由、概要説明をする。
教育長	議案第 2 5 号について、質疑を求める。
教育長	質疑がないため、質疑を終結し、議案第 2 5 号について、原案 のとおり可決することを諮る。
学務課長	(「異議なし」と言う者あり。)
教育長	議案第 2 5 号については、原案のとおり可決されたことを宣言 する。
教育長	日程第 1 4 議案第 2 6 号 第 2 期神栖市スポーツ振興基本計 画後期計画についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述 べる。
文化スポーツ 課長	議案第 2 6 号について、提案理由、概要説明をする。
教育長	議案第 2 6 号について、質疑を求める。
教育長	質疑がないため、質疑を終結し、議案第 2 6 号について、原案 のとおり可決することを諮る。
	(「異議なし」と言う者あり。)
教育長	議案第 2 6 号については、原案のとおり可決されたことを宣言 する。
教育長	日程第 1 5 議案第 2 7 号 神栖市立幼稚園預かり保育実施要

項の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第27号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第27号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第27号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第27号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第16 議案第28号 神栖市小中学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第28号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第28号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第28号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第28号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第18 議案第30号 神栖市教育ローン利子補給金交付要項の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる

旨を述べる。

学務課長 議案第 30 号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第 30 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 30 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 30 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第 19 議案第 31 号 神栖市文化芸術振興奨励金交付要項を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ課長 議案第 31 号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第 31 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 31 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 31 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第 20 議案第 32 号 神栖市立公民館管理規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

中央公民館長 議案第 3 2 号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第 3 2 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 3 2 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 3 2 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第 2 1 議案第 3 3 号 神栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第 3 3 号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第 3 3 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 3 3 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 3 3 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第 2 2 議案第 3 4 号 神栖市教育委員会職員の分限処分(休職)についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第 2 3 議案第 3 5 号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第 2 4 議案第 3 6 号 市議会臨時会提出議案に同意することについて 令和 7 年度神栖市一般会計予算を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育部長 議案第 3 6 号について、提案理由、概要説明をする。

教育長 議案第 3 6 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 3 6 号について、原案のとおり同意することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 3 6 号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第 2 5 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

教育総務課長 工事計画の策定について 7 植松小学校キュービクル更新工事について報告する。

文化スポーツ課長 工事計画の策定について 7 歴史民俗資料館エレベーター更新工事について報告する。

教育総務課長 令和 7 年 4 月の教育委員会行事予定について報告する。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。

教育長

本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。

次回、令和7年第3回教育委員会臨時会を令和7年3月31日（月曜日）午後4時00分から、令和7年第4回教育委員会定例会を、4月30日（水曜日）午後4時00分から、それぞれ、神栖市役所5階 501会議室において開催する旨を伝え、令和7年第3回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和7年3月31日 午後4時00分から

神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和 **7** 年 **4** 月**30** 日

会議録署名者

教育長

木之内 英一

委員

鈴木 伸洋